



2024年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社テラスカイ
(コード番号：3915 東証プライム市場)
住 所 東京都中央区日本橋二丁目11番2号
代 表 者 代表取締役CEO社長執行役員 佐藤 秀哉
問 合 せ 先 取締役CFO常務執行役員 塚田 耕一郎
電 話 番 号 03-5255-3410

**資本業務提携、第三者割当による第5回新株予約権の発行
並びに主要株主及びその他の関係会社の異動(予定)に関するお知らせ**

当社は2024年4月12日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社NTTデータ(以下「NTTデータ」という。)との間における資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)を行うこと及び本資本業務提携を定める契約(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結すること、並びに、NTTデータに対して第三者割当による第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、資本業務提携に伴い、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 資本業務提携

1. 本資本業務提携の目的及び理由

(1) 本資本業務提携の背景及び目的

当社グループは、「先進のテクノロジーと最適な選択で成功を共有する」をミッションとする当社、連結子会社12社及び持分法適用関連会社1社で構成され、「クラウド世代のリーディング・カンパニー」を目指し、クラウドにおける「ソリューション事業」及び「製品事業」を展開しております。クラウド・コンピューティングは現在、「クラウドファースト」という言葉が示す通り、ITを活用する際にクラウドサービスの利用を第1候補とする考え方が定着しつつあります。

当社が主たる事業を行う、国内クラウド市場は、IDC Japan 株式会社が発表した国内クラウド市場予測によると、2022年の同市場は、前年比37.8%増の5兆8,142億円(売上額ベース)となり、2022年～2027年の年間平均成長率(CAGR: Compound Annual Growth Rate)は17.9%で推移、2027年の市場規模は2022年比約2.3倍の13兆2,571億円になると予測されております。

このように、引き続きクラウド市場が急速に拡大する環境の下、当社グループにおいてはクラウドのリーディングカンパニーとして、国内屈指のSalesforce認定技術者を育成し、業種・業態・企業規模を問わずクラウド導入のコンサルティングから、カスタマイズ、インテグレーションまで、多数のクラウド導入実績を積み重ねて参りました。その結果、多くの企業様より信頼をいただき、Salesforce、AWS等クラウドサービスの導入実績は、累計で18,000件を突破いたしております。

当社グループのソリューション事業は、グループ売上の9割を占めており、「クラウドコンサルティング」、「クラウドインテグレーション」、「クラウドERP」の3サービスを中心として提供しております。特に、「クラウドインテグレーション」は、当社が株式会社セールスフォース・ドットコム(株式会社セールスフォース・ジャパン)のパートナーとして創業して以来の継続事業であり、当社事業を牽引する構造となっております。

・クラウドコンサルティング

クラウドインテグレーションにおける豊富な実績と培われた知見をベースに、新たなソリューションサービスとして提供しております。顧客企業のクラウドシステム開発計画段階から、当社グループのコンサルタントが参画し、単なる提案（システムデザイン）に留まらず、導入後の計画・教育までを含めた包括的ソリューションを顧客企業の業務改善・コスト削減といった観点から、提案・実行しております。具体的には、最適なクラウドサービスの選定、場合によっては複数のクラウド、オンプレミスとの連携といった、各プラットフォームの適材適所を組み合わせた「ハイブリッド・クラウドソリューション」を提案し、顧客満足度の高いクラウドシステムを実現することで、顧客企業の業務改善、コスト削減に貢献しております。

・クラウドインテグレーション

当社は、創業時よりクラウド、その中でもSalesforceに特化したクラウドインテグレーターとして顧客企業に対して、Salesforceの導入支援及びクラウドシステム構築を行っております。現在までに、大手金融機関、大手損保グループをはじめ、様々な業種・業態の顧客企業のクラウドシステムの構築実績によるノウハウ及びエンジニアの稼働効率を意識したプロジェクト・マネジメントにより、顧客企業への短期間でのクラウドシステムの導入を可能としており、株式会社セールスフォース・ジャパンにより認定された国内トップレベルであるエンジニア数をバックグラウンドに、大規模かつ複雑なクラウドシステムの案件であっても対応が可能となっております。上記、当社のクラウドインテグレーション・ビジネスをSalesforceのコア事業としておりますが、その周辺市場も拡大してきております。拡大する同周辺市場でのビジネスを行うため、複数の子会社を設立、買収するなどしてグループを形成し、コア事業と連携してプロジェクトを推進、事業を拡大しております。連結子会社の株式会社BeeXは、SAPをクラウドに乗せ換えるクラウドマイグレーション、Salesforceと連携したAWS開発を行っており、AWSクラウド領域における特徴的なコンサルティング、インテグレーション事業を行っております。また、新たに設立した連結子会社の株式会社リベルスカイではGoogleクラウドの特性を生かしたコンサルティングや導入を行っていくなど、当社グループ内連携によるマルチクラウド対応を可能にしております。

・クラウドERP

クラウドERPは、クラウドにおける新たな市場の創造が見込めるサービスとして、注力しているサービスであります。クラウドERPは、生産管理ERPのソリューションを提供してきた富士通株式会社の「GLOVIA」のノウハウを、Force.comの持つクラウドプラットフォームとして、クラウド型ERPとして提供されている「GLOVIA OM」を利用し、基幹業務システムをクラウド上で構築、また、会計システムまでをワンストップで提供いたしております。

・その他

株式会社セールスフォース・ジャパンとリセラーパートナー契約を締結しており、Salesforceのライセンス販売、およびライセンスの活用・定着化を促進するCSM(Customer Success Management)サービスも提供しております。

当社グループは、上記クラウド導入サービスに特化した戦略で、毎期の増収を継続するなど、一定以上の結果を出しているものと認識しておりますが、今後の更なる成長に向けて以下のような戦略に取り組んでまいります。

1. Salesforceの技術力をコアコンピテンシーとしつつ、金融、製造、自動車、消費財など業界・業種ごとのインダストリーソリューションに注力いたします。業界・業種スキルに精通したBA(Business Analyst)を育成・拡充し、デジタル技術を活用した顧客接点改革(CX)や従業員体験変革(EX)を顧客企業に提案していくことで、より高付加価値なサービスを提供いたします。
2. Salesforce社のData+AI+CRM戦略に対応するプロジェクトデリバリー体制を拡充しつつ、さらに顧客企業のデータ&AI活用の構想計画段階から支援するためのコンサルティングケイパビリティを強化してまいります。
3. 上記戦略推進にあたり、国内では金融業界から案件が先行していくと予想されるため、大手金融機関および地域金融機関に対するアプローチを強化してまいります。
4. 今後の更なる成長戦略として、Go Global戦略を推進してまいります。すでにタイにSalesforceビジネスを行う子会社を設立しておりますが、同国でのビジネスの立上げ、且つその後のAPAC各国への展開も検討しております。
5. 将来的には、蓄積された業界・業務の知見・経験を活かし、且つ最新のクラウドテクノロジーを活用した業務プロセスアウトソーシング事業への新規参入も検討しております。

上記戦略の推進によるクラウド事業の成長スピードの加速、技術・人材・製品・販売など経営資源の相互活用、売上・コストなどのシナジー効果等を目的として、NTT データと本資本業務提携を実施することといたしました。

(2) 本資本業務提携に至る経緯

上記「(1) 本資本業務提携の背景及び目的」に記載の通り、当社グループにおいてはクラウドのリーディング・カンパニーとして、国内屈指の Salesforce 認定技術者を育成し、クラウド導入実績の強みを活かし、更なる成長戦略に取り組んでおりました。そのような中で、2023 年 11 月頃より、DX 戦略、DX 支援で国内トップクラスの実績とブランドを有し、Salesforce 事業の強化を目指している NTT データから当社への協業依頼をいただきました。NTT データとの協業検討の結果、両社のこれまでの DX の実績や、知見、人材育成力を相互に利用し、相互の DX 事業の収益性を高めることが可能と判断し、本資本業務提携（NTT データを割当先とする新株予約権の発行及び同社との業務提携）を実施することといたしました。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

当社と NTT データは、それぞれの Salesforce 事業における成長を目的に、Salesforce 事業全部についての業務提携を行います。かかる業務提携には、Salesforce 事業に関する成長マーケットでの新規サービスの企画・開発、相互のブランド力を活かしたデジタル人材の獲得及び育成、APAC への共同事業展開、M&A の実現、相互の人材活用等を通じた各種プロジェクトにおける連携及び製品・サービスの販売協力を含み、かかる業務提携を通じて両社の更なる企業価値の向上の実現を目指してまいります。こうした取り組みを促進するため、当社はしかるべき時期にて NTT データより 1 名の非常勤取締役の受け入れを行うなど、戦略的な情報交換を実施していくことに合意しております。

(2) 資本提携の内容

NTT データが、①当社の主要株主である NTT テクノクロス株式会社の保有する当社株式 1,384,600 株を東京証券取引所の立会外取引（ToSTNeT-1）により譲り受け（以下「NTT テクノクロス譲受」という。）、②670,000 株程度を目安として当社株式を市場買付け（以下「本市場買付」という。）により取得し、③当社から本新株予約権（目的株式数 670,000 株）の割当てを受けることを予定しております。上記①及び②の株式数が 2024 年 2 月 29 日現在の当社の発行済株式総数 12,866,380 株に占める割合は 15.97%であり、上記①ないし③の株式数の合計が、2024 年 2 月 29 日現在の当社の発行済株式総数に本新株予約権の目的株式数を加えた株式数 13,536,380 株に占める割合は 20.12%です。

但し、当社と NTT データは、本新株予約権の行使による当社株式の取得に関し、NTT データが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づく公正取引委員会への株式取得の届出を行う必要がある場合には、当該株式取得の届出が行われ、当該届出受理の日から 30 日間（但し、同法第 10 条第 8 項但書に基づき公正取引委員会により期間が短縮された場合には、当該短縮後の期間とします。）が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを、当該行使の条件とすることを合意しております。

本新株予約権は、原則として、2025 年 2 月期から 2027 年 2 月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が一度でも 25 億円を超過した場合にのみ、これ以降行使できることを行使条件としております。当社グループとしては、本資本業務提携によって、当該行使条件を満たす営業利益の増加を達成することを目指し、かつ、調達した資金を活用してエンジニア人材の採用・育成・人件費、NTT グループのブランドを生かした M&A 及び資本・業務提携の費用に充当することを検討してまいります。当該行使条件は、既存株主の利益へ配慮し、業務提携効果による企業価値の向上をもって株式価値の希薄化に対応することができる合理的な方法であると考えています。また、当社グループは、本新株予約権の行使による調達資金を投資資金として確保することで、顧客の成長に寄与するクラウドサービス及びクラウドソリューションの充実化を加速させ、更なる当社グループ全体の企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

3. 資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	株式会社 NTT データ
(2) 所在地	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐々木 裕		
(4) 事業内容	コンサルティング、統合ITソリューション、SI・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート等		
(5) 資本金	1,000百万円(2023年11月1日現在)		
(6) 設立年月日	2022年11月1日		
(7) 発行済株式数	1株(2023年3月31日現在)		
(8) 決算期	3月		
(9) 従業員数	0人(2023年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	中央府省、地方自治体、大手金融機関等		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (2023年3月31日現在)	株式会社NTTデータグループ 100%		
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は、NTTデータとの間で販売パートナー契約を締結し、当社製品の販売委託を行っております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純資産	—	—	197,348千円
総資産	—	—	198,904千円
1株当たり純資産	—	—	197,348千円
売上高	—	—	0円
営業利益	—	—	-2,530千円
経常利益	—	—	-2,530千円
当期純利益	—	—	-2,651千円
1株当たり当期純利益	—	—	-2,651千円
1株当たり配当金	—	—	0円

※なお、割当予定先であるNTTデータの親会社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社NTTデータグループであり、当社は、同社が東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書(最終更新日:2023年6月21日)において、同社が、「NTTデータグループ行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求には応じず、反社会的勢力と関係を一切持たないことを定めて」おり、「同行動規範については全社員に配布し、その啓発に努めて」おり、また「反社会的勢力による不当要求等への対応マニュアルも整備しており、これらの取り組みによって反社会的勢力との関係排除に努めて」いること、「リスクマネジメントを統括する役員配下のリスクマネジメント推進組織を中心に、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集等に努めるとともに、リスクマネジメント推進組織から全組織へ情報共有等を図り、未然防止や啓発に努めて」いること、「NTTデータグループ行動規範を制定し、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図って」いること、「グループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、NTTデータグループ行動規範を制定するとともに、グループ会社に対しコンプライアンス研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングして」いること、「リスクマネジメントに係る体制整備のため、当社内部統制推進委員会においてグループ全体のリスクマネジメントの実施状況を統括・推進するとともに、グループ会社ごとにリスクマネジメント担当役員を設置して」いることを確認しております。これらの事実に基づき、当社は、NTTデータは反社会的勢力等と一切関係がないと判断しております。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2024年4月12日
(2) 資本業務提携契約締結日	2024年4月12日
(3) 資本業務提携の開始日	2024年4月(予定)

5. 今後の見通し

本資本業務提携による当連結会計年度（2025年2月期）の当社連結業績への影響につきましては現在検討中であり、現時点では業績予想には織り込んでおりませんが、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかに開示いたします。

II. 本新株予約権の発行

1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年4月12日
(2) 新株予約権の総数	6,700個
(3) 発行価格	総額6,934,500円（本新株予約権1個あたり1,035円）
(4) 当該発行による潜在株式数	670,000株（本新株予約権1個あたり100株）
(5) 資金調達額	944,934,500円（注）
(6) 行使価額	1,400円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	NTTデータに対する第三者割当
(8) 行使期間	2024年4月30日から2029年4月30日（但し、2029年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで
(8) その他	<p>① 上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。</p> <p>② 当社とNTTデータは、本新株予約権の行使による当社株式の取得に関し、NTTデータが独占禁止法第10条第2項に基づく公正取引委員会への株式取得の届出を行う必要がある場合には、当該株式取得の届出が行われ、当該届出受理の日から30日間（但し、同法第10条第8項但書に基づき公正取引委員会により期間が短縮された場合には、当該短縮後の期間とする。）が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを、当該行使の条件とすることを合意している。</p> <p>③ 本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、当社の営業利益が一度でも25億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等が発生し、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な</p>

	<p>変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。</p> <p>④ 本新株予約権の行使時において、2024年4月12日付の当社及びNTTデータ間の「業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含み、以下「本業務提携契約」という。）並びに2024年4月12日付の当社及びNTTデータ間の「資本業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含み、以下本業務提携契約と併せて「本対象契約」という。）が有効に存続していることを要する。但し、当社の責めに帰すべき事由により本対象契約が終了した場合は、この限りではない。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、上記「I. 資本業務提携」に記載のとおり、NTTデータと本資本業務提携を行うにあたり、業務提携内容と目標に対して、NTTデータに強くコミットいただくことを目的として、NTTデータを割当予定先とする本新株予約権を発行いたします。また、本資本業務提携に際し、具体的な数値目標を設定し、目標達成への意欲及び士気を向上させ、利害を共有化することで、当該目標達成をより確実なものとするところから、業績達成（2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、連結損益計算書における営業利益が一度でも25億円を超過すること）により行使可能となる行使条件を付した新株予約権を発行することが有益であるとの判断に至りました。このような条件を設定することにより当該業績目標が達成されることは、当社の企業価値、株式価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
944,934,500	5,250,000	939,684,500

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権評価費用、登記関連費用及びその他費用です。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行は、当社と割当予定先であるNTTデータとの本資本業務提携に際し、具体的な数値目標を設定し、目標達成への意欲及び士気を向上させ、利害を共有化することを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、当社の業績に連動していること及びNTTデータの判断によることから、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。従いまして、差引手取概算額の具体的な使途については、エンジニア人材の採用・育成・人件費、M&A及び資本・業務提携に関わる費用の一部に充当する予定としておりますが、各使途の具体的な金額は、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
エンジニア人材の採用・育成・人件費、M&A及び資本・業務提携に関わる費用	939	2026年4月から2031年3月

(注) 1. 調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

2. 本新株予約権には行使条件が付されており、また、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する場合又は下回る場合があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行は、資金調達を主たる目的としたものではなく、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。従って、手取金はエンジニア人材の採用・育成・人件費、M&A 及び資本・業務提携に関わる費用に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

当社としては、手取金を用いて業績の拡大を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、売上及び利益を向上させるとともに、今後の当社の企業価値の向上に寄与する合理的なものと考えており、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項等の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当回り、無リスク利率等について一定の前提を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した本新株予約権の1個当たりの評価額を参考にし、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる1,035円といたしました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額に決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、上記第三者算定機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される予定の株式数は670,000株であります。これにより2024年2月29日現在の発行済株式総数12,866,380株（総議決権数128,487個）に対して、最大で5.21%（議決権比率5.21%）の割合で希薄化が生じます。

当社としては、このような希薄化が生じるものの、本新株予約権は、NTTデータに本資本業務提携に強くコミットいただくことを目的として発行するものであり、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において連結損益計算書における営業利益が一度でも25億円を超過することにより行使可能となる行使条件が付されており、当該取り組みにより、当該業績目標が達成されることは、当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であるとと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

上記「I. 資本業務提携 3. 資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I. 資本業務提携」及び上記「II. 本新株予約権の発行 2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行は、当社と割当予定先である NTT データとの本資本業務提携に際し、具体的な数値目標を設定し、目標達成への意欲及び士気を向上させ、利害を共有化することを目的としたものであります。

また、当社の業績達成を前提とした行使条件の付された本新株予約権の発行は、割当予定先である NTT データに対して、業績達成インセンティブを付与することとなり、業務提携への意欲及び士気をより一層向上させることに有効であると判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の割当予定先である NTT データとは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、新株予約権の行使による当社株式の取得は、本資本業務提携の一環として行われるものであり、割当予定先は当該株式を中長期にわたり保有する方針である旨、説明を受けております。なお、割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の所在について確認した内容

当社は、NTT データの払込みに要する財産の存在について、NTT データから払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、株式会社 NTT データグループが提出した 2024 年 3 月期第 4 四半期報告書（2024 年 2 月 9 日提出）により、株式会社 NTT データグループが現金及び現金同等物（443,771 百万円）を保有していることを確認しており、払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また締結の予定もありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2024 年 2 月 29 日現在）		募集後	
佐藤 秀哉	28.41%	佐藤 秀哉	27.00%
NTT テクノクロス株式会社	10.78%	株式会社 NTT データ	20.15%
株式会社マレスカイ	7.78%	株式会社マレスカイ	7.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.65%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.32%
株式会社サーバーワークス	2.49%	株式会社サーバーワークス	2.37%
THE BANK OF NEW YORK 133595 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.77%	THE BANK OF NEW YORK 133595 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.68%
台 達雄	1.39%	台 達雄	1.32%
今岡 純二	0.56%	今岡 純二	0.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	0.49%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	0.47%
塚田 耕一郎	0.46%	塚田 耕一郎	0.43%

- (注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2024 年 2 月 29 日現在の所有株式数に係る議決権数を、同日の総議決権数で除して算出しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、2024 年 2 月 29 日現在の総議決権数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社株式 670,000 株に係る議決権の数を加えて算定しております。
- 3 募集後の大株主及び持株比率は、①NTT テクノクロス譲受、②本市場買付（670,000 株と仮定）、

及び③本新株予約権の行使を全て完了したと仮定して算定しております。

4 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当連結会計年度（2025年2月期）の当社連結業績への影響は軽微であります。本新株予約権の発行と関連する本資本業務提携による当連結会計年度（2025年2月期）の当社連結業績への影響につきましては現在検討中であり、現時点では業績予想には織り込んでおりませんが、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権又全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
売上高（千円）	12,578,368	15,440,782	19,137,184
営業利益（千円）	658,575	512,030	522,803
経常利益（千円）	661,990	610,157	655,405
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	306,770	347,423	300,031
1株当たり当期純利益（円）	24.05	27.15	23.35
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	687.65	746.37	863.53

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年2月29日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,866,380株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	52,000株	0.40%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
始値	3,700円	1,520円	1,895円
高値	3,765円	2,860円	3,175円

安 値	1,302 円	1,156 円	1,359 円
終 値	1,490 円	1,902 円	1,543 円

② 最近6か月間の状況

	2023年 11月	12月	2024年 1月	2月	3月	4月
始 値	1,548 円	1,594 円	1,780 円	1,501 円	1,540 円	1,480 円
高 値	1,652 円	1,807 円	1,859 円	1,679 円	1,606 円	1,480 円
安 値	1,436 円	1,484 円	1,425 円	1,464 円	1,416 円	1,353 円
終 値	1,565 円	1,780 円	1,524 円	1,543 円	1,474 円	1,400 円

(注) 2024年4月の株価については、2024年4月11日現在で表示しております。

① 発行決議日前営業日における株価

	2024年4月11日
始 値	1,398 円
高 値	1,412 円
安 値	1,390 円
終 値	1,400 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項
別紙ご参照

III. 主要株主及びその他の関係会社の異動 (予定)

1. 異動が生じる経緯

NTT テクノクロス譲受に伴い、主要株主の異動が生じます。

また、①NTT テクノクロス譲受、②本市場買付、及び③本新株予約権の行使の全てが完了した場合、その他関係者の異動が生じる見込みです。

2. 異動予定時期

- ・ 主要株主の異動：2024年4月16日（NTT テクノクロス譲受の完了日）
- ・ その他の関係会社の異動：NTT テクノクロス譲受、本市場買付及び本新株予約権の行使が全て完了したとき

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主及びその他の関係会社となる予定の株主

NTT データ（上記「I. 資本業務提携 3. 資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。）

(2) 主要株主に該当しなくなる予定の株主

① 名称	NTT テクノクロス株式会社
② 所在地	東京都港区芝浦3丁目4-1

③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長岡 敦子
④ 事業内容	情報通信業等
⑤ 資本金	5億円

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) NTT データ

主要株主の異動

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2024年2月29日現在)	—	—	—
異動後	13,846 個 (1,384,600 株)	10.78%	第2位

- ※1. 2024年2月29日現在の総議決権の数（128,487個）を基準として計算しております。
 2. NTT テクノクロス譲受の完了後を異動後としております。
 3. 総株主の議決権に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

その他の関係会社の異動

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	13,846 個 (1,384,600 株)	10.78% ※1	第2位
異動後	27,246 個 (2,724,600 株)	20.15% ※2、3	第2位

- ※1. 2024年2月29日現在の総議決権の数（128,487個）を基準として計算しております。
 2. 2024年2月29日現在の総議決権の数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社株式670,000株に係る議決権の数（6,700個）を加えた数（135,187個）を基準に算出しております。
 3. NTT テクノクロス譲受の完了後を異動前とし、①NTT テクノクロス譲受、②本市場買付（670,000株と仮定）、及び③本新株予約権の行使が全て完了した場合を異動後としております。
 4. 総株主の議決権に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

(2) NTT テクノクロス株式会社

主要株主の異動

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2024年2月29日現在)	13,846 個 (1,384,600 株)	10.78%	第2位
異動後	—	—	—

- ※1. 2024年2月29日現在の総議決権の数（128,487個）を基準として計算しております。
 2. NTT テクノクロス譲受の完了後を異動後としております。
 3. 総株主の議決権に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

特に記載する事項はございません。

以 上

株式会社テラスカイ第5回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社テラスカイ第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期日
2024年4月30日
3. 割当日及び払込期日
2024年4月30日
4. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社NTT データに割り当てる。
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 670,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
 - (2) 当社が第9項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第9項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第9項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
6. 本新株予約権の総数
6,700 個
7. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり金 1,035 円（本新株予約権の払込総額金 6,934,500 円）
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,400 円とする。但し、行使価額は第9項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

(ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 行使価額の調整を行うときは、当社は、その適用開始日の前日までに、書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及び適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使期間

2024年4月30日から2029年4月30日（但し、2029年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。但し、組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、

株式移転計画の作成若しくは株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

11. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、当社の営業利益が一度でも2,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等が発生し、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使時において、2024年4月12日付の当社及び株式会社NTTデータ間の「業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含み、以下「本業務提携契約」という）並びに2024年4月12日付の当社及び株式会社NTTデータ間の「資本業務提携契約書」（その後に変更契約が締結された場合、当該契約を含み、以下本業務提携契約と併せて「本対象契約」という）が有効に存続していることを要する。但し、当社の責めに帰すべき事由により本対象契約が終了した場合は、この限りではない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使の条件により本新株予約権を行使できないこととなった場合には、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権の行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (4) 本新株予約権の行使請求は、行使請求に必要な全部の事項の通知が行使請求受付場所に対して行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が指定口座に入金されたときに効力が発生する。

15. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

16. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第7項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2024年4月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。
19. 行使請求受付場所
株式会社テラスカイ 管理本部
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権を行使することのできる期間
第10項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第10項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第13項に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第8項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第11項及び第12項に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
22. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役 CEO 社長執行役員に一任する。
 - (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上